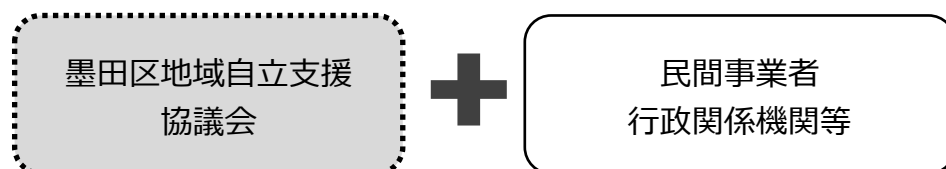


墨田区障害者差別解消支援地域協議会について

墨田区では、障害者差別解消法に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すため、障害者差別の解消を効果的に推進することを目的に、墨田区障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。

1. 構成メンバー



既存の墨田区地域自立支援協議会の委員に、必要な団体の代表者等を加え、組織します。

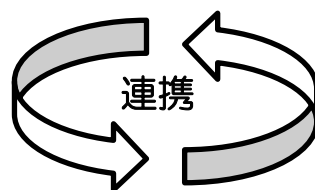
2. 各協議会との関係

既存の2つの協議会と相互に連携し、障害者差別解消関連施策を総合的に推進していきます。

墨田区障害者差別解消支援地域協議会

- ・障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- ・障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等に関する事項
- ・障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- ・障害者の差別解消及び権利擁護に関する事項

※障害者差別解消法に基づく



墨田区地域自立支援協議会

- ・関係機関等による相互の連絡及び連携に関すること。
- ・地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報共有に関すること。
- ・地域の実情に応じた支援体制の整備に係る協議

※障害者総合支援法に基づく

墨田区施策推進協議会

- ・墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
- ・墨田区障害者行動計画の策定に関すること。
- ・墨田区障害福祉計画及び墨田区障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。

※障害者基本法に基づく